

領収書等の添付様式

整理番号 /

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 5 年 3 月分

小川克己 事務所 様

011-0610

銘 柄 名	部 数	金 額
大分合同新聞※	1	3,500
西日本新聞※	1	3,400
合 計 (消費税含む)		¥6,900



ご愛読ありがとうございます。上記金額を領収致しました。

※は軽減税率対象品目です。
その他の品目は10%消費税込み金額です。

領収日 5 年 4 月 5 日

大分合同新聞玖珠・恵良プレス

所 長 小 幡 眞一

玖珠町大字帆足231-2

TEL 72

本領収証で書かれたお客様の個人情報は、当プレスセンターの売上でない限り管理し、新聞等の配達員、チラシ配り、プレスセンターからの各種ご連絡、郵送等の業務のために利用させていただきます。

事業名、使途及び内容等

水幡新聞購読料 3月分2紙

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 2

領収書その他の証拠書類の添付欄

(D) 電気料金領収証

お振込人 オガワ カツミ 様

お客様番号 50-500-000-12-3124278-31

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左側の2枚だけをお出しく下さい。

払込金額 2023 年 3 月分		1,746 円	
（うち消費税等相当額）		158 円	
料金内訳	基本料金	891円00銭	
	電力	最初の 120 kWh	942円84銭
		121 kWh ~ 300 kWh	0円00銭
		301 kWh ~	0円00銭
	燃料費等調整額	-273円24銭	
料	再エネ賦課金	186円00銭	

お支払期日 **2023** 年 **4** 月 **28** 日

ご使用量 **54** kWh

ご使用期間 **2** 月 **27** 日 ~ **3** 月 **28** 日

九州電力株式会社
電話 **0120-761-377** (0-宛外)

金融機関コンビニ収納印(印紙)

取本明証印がない直接の景金および金額を訂正したものは無効です。

事業名、用途及び内容等

郵務新電気代 3月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

領収書等の添付様式

整理番号	3
------	---

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 小川克己 様 No. _____

金額	50000	-
----	-------	---

内 訳
 現金 _____
 小切手 /
 手形 /

但 2023年 5月分家賃として
 2023年 8月26日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%) _____
 消費税額等(%) _____



登録番号 _____

GR1620

事業名、使途及び内容等

事務所賃賃料 5月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

貸借契約書(事務所)

貸貸人 [REDACTED] 様

貸借人 小川 克己 様



有限会社 奥九州開発

賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 小川 克己 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	階 号室 区画番号()		
	所在地	(住居表示)大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇457-13 (登記簿)		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/(1)階建/全(1)戸		
	種 類	事務所	新築 年月	年 月
	面 積	24㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

小川克己事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 5月 1日 から 令和9年 4月 30日まで (4年 ヶ月)
目的物件の引渡し時期 令和3年 2月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 50,000 円 (別途消費税相当額 円)	管理・ 共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
家財保険 料	円	敷 金	円 (賃料 カ月分)
附 属 施設料	月額 円 (別途消費税相当額 円)	保証金	円 (賃料 カ月分)
償 却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	2本	本 本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月前月25日まで	
支払等 の 方法	<input type="checkbox"/> 振 込	持 参 先	XXXXXXXXXX
	<input checked="" type="checkbox"/> 持 参	委託会名	
	<input type="checkbox"/> 口座引落		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称	
所在地	TEL	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

本契約において甲・乙双方から解約の申入れがない場合は自動更新とします。

頭書(9) 特約事項

- 当地方は寒冷地の為、水道管等の凍結・破裂に十分気を付ける事といたします。
※凍結破損等の修理費は乙負担となります。
- 本契約では、敷金及び連帯保証人は必要とはいたしません。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 3月 31日

甲・貸主	氏名 小川 克己	TEL
	住所	
乙・借主	氏名	TEL
	住所	
丙 連帯保証人	氏名	印 TEL
	住所	
	極度額	円

A		B	
主たる事務所所在地・TEL	大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2734 ☎ 0973-72-1662	主たる事務所所在地・TEL	
商号又は名称	有限会社 奥九州開発	商号又は名称	
代表者の氏名	代表取締役 大垣 敬	代表者の氏名	印
免許証番号	大分 大臣知事 (8)第1965号	免許証番号	大臣知事 ()第 号
免許年月日	平成30年 6月 23日	免許年月日	年 月 日
氏名		氏名	印
登録番号	(大分) 第 号	登録番号	() 第 号
業務に従事する事務所名	有限会社 奥九州開発	業務に従事する事務所名	
事務所所在地 TEL	大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2734 0973-72-1662	事務所所在地 TEL	

本印に捺印

本契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上のこの一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特殊詐欺等の根絶に関する賃貸借契約条項)

第1条 借主(乙)は、貸主(甲)に対し、本物件を特殊詐欺等(大分県特殊詐欺等被害防止条例第2条に規定する特殊詐欺等をいう。)の用に供するものではないことを誓約し、かつ将来にわたっても特殊詐欺等の用に供しないことを確約する。

第2条 乙は、本物件を特殊詐欺等の用に供してはならない。

第3条 甲は本物件が特殊詐欺等の用に供されることが判明した場合、乙に催告することなく、本契約を解除することができる。

2 甲が前項の規定により、本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償しないし補償することは要せず、またかかる解除により甲に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は

本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 この責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されず当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して2ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から2ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して2ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さな

なければならない。

- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

- 第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 契約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
 - 二 長期に休業するとき
 - 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散
 - 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

- 第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じるこの債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。
 - 二 前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
 - 三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする。
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じるこの金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。
 - イ 丙が破産手続を開始決定を受けたとき
 - ウ 乙又は丙が死亡したとき
 - 四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。
 - 五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。
 - 六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
 - 七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。
 - ア 乙の財産及び収支の状況
 - イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(第14条の場合を含む。)、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)


第15条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

整理番号

4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 九重 料金所(至) 大分 23年 4月12日 12時46分</p> <p>通行料金 ¥1,550-</p> <p>(ETC/レゾ) 車種 1</p> <p>取扱番号 A28304-128858-886032 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 23年 4月12日 17時20分</p> <p>通行料金 ¥1,550-</p> <p>(ETC/レゾ) 車種 1</p> <p>取扱番号 A28304-128858-887832 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 九重 料金所(至) 大分 23年 4月21日 9時 3分</p> <p>通行料金 ¥1,550-</p> <p>(ETC/レゾ) 車種 1</p> <p>取扱番号 A29304-214505-606938 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 23年 4月21日 10時59分</p> <p>通行料金 ¥1,550-</p> <p>(ETC/レゾ) 車種 1</p> <p>取扱番号 A29304-214505-607530 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
--	--	--	--

<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 九重 料金所(至) 大分 23年 4月28日 8時31分</p> <p>通行料金 ¥1,550-</p> <p>(ETC/レゾ) 車種 1</p> <p>取扱番号 A30304-289567-703037 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 23年 4月28日 14時55分</p> <p>通行料金 ¥1,550-</p> <p>(ETC/レゾ) 車種 1</p> <p>取扱番号 A30304-289567-704431 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
---	--

事業名、用途及び内容等

高速使用料

4月分 9,300円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

大分県議会議長 殿

令和 5年度 政務活動使用車両に関する届出書

会派名 自由民主党

議員名 小川克己

政務活動に使用する車両として、下記のとおり届け出します。

	車名	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月	車検満了日	推定燃費 (k m)
1				平成25年4月	令和6年4月25日	16 km
2						
3						

(政務活動補助職員用)

1						
---	--	--	--	--	--	--

注1 毎年度4月1日現在で作成すること。

2 年度中途に車両を新規登録、移転登録又は抹消登録を行い、届け出車両に異動があった場合は、その都度、変更後の内容で届け出すること。

なお、移転登録や抹消登録により、届出車両を使用しなくなった場合は、使用しなくなった月までで自動車交通費に係る精算手続が必要となるので留意すること。

3 「推定燃費」欄には、当該車両のガソリン1ℓ当たりの概ねの走行距離(k m)を記載すること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 小川 克己

【令和5年4月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
1	31.61	4,994	(有)森石油 セルフ九重	1
15	27.93	4,413	(有)森石油 セルフ九重	2
27	31.57	4,957	(有)森石油 セルフ九重	3
計		14,364	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	163,722 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	165,140 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	1,418 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	604 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.4259	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	6,117 円 …⑦

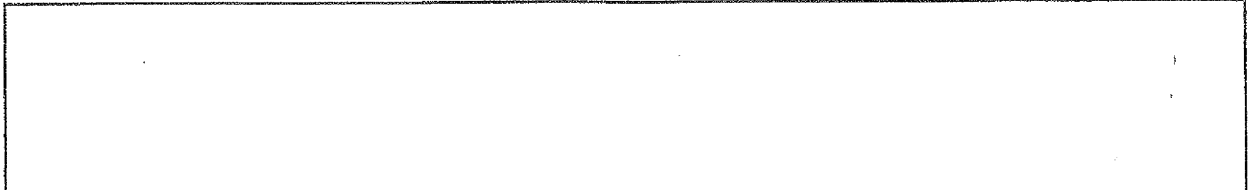
- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年4月分】

議員名 小川 克己



①

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月01日 16:01

リフトプ利用
上 様 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00
レギュラー P-05
31.61L *158円 ￥4,994
(内ガソリン税53.80円 ￥1,701)
合計 ￥4,994
(消費税10%対象 ￥4,994)
内消費税等 ￥454)
プリカ支払 ￥4,994
引落前残高 ￥14,997
引落後残高 ￥10,003
プリカ会員No 2011020002429708
有効期限 2024/03/31

現金でお買い上げの場合は領収書にガスはじめて頂きます。

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字粟野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
シートNo 3757-02 デ-5No2408-2411
004 2023/04/01

②

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月15日 13:11

リフトプ利用
上 様 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00
レギュラー P-02
27.93L *
(158円) ￥4,413
(内ガソリン税53.80円 ￥1,503)
合計 ￥4,413
(消費税10%対象 ￥4,413)
内消費税等 ￥401)
プリカ支払 ￥4,413
引落前残高 ￥10,003
引落後残高 ￥5,590
プリカ会員No 2011020002429708
有効期限 2024/03/31

現金でお買い上げの場合は領収書にガスはじめて頂きます。

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字粟野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
シートNo 4747-01 デ-5No9340-9343
003 2023/04/15

③

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月27日 13:18

リフトプ利用
上 様 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00
レギュラー P-11
31.57L *
(159円) ￥5,020
(単価値引 2円 -￥63)
値引後単価 (157円) ￥4,957
(内ガソリン税53.80円 ￥1,698)
合計 ￥4,957
(消費税10%対象 ￥4,957)
内消費税等 ￥451)
プリカ支払 ￥4,957
引落前残高 ￥5,590
引落後残高 ￥633
プリカ会員No 2011020002429708
有効期限 2024/03/31

現金でお買い上げの場合は領収書にガスはじめて頂きます。

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字粟野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
シートNo 4542-04 デ-5No2420-2423
003 2023/04/27

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和5年4月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備 考
			目的地1	目的地2	目的地3			
			自動車登録番号					
2	古後かまどが岩春祭り実態調査	自宅	玖珠町古後			自宅	44 km	
6	災害復旧要望箇所調査	"	玖珠町戸畑			"	38 km	
11	玖珠美山高校入学調査	"	玖珠町帆足			"	10 km	
12	交通政策調査	"	県庁			"	128 km	高速利用
14	畜産要望調査、ヒアリング	"	玖珠町帆足	九重町田野		"	50 km	
17	土木事務所5年度状況調査	"	玖珠町塚脇			"	10 km	
18	九重町消防団新役員調査	"	九重町後野上			"	8 km	
21	県総務・土木5年度主要事業調査	"	県庁			"	128 km	高速利用
27	酪農家現状調査	"	玖珠町大隈	九重町田野		"	60 km	
28	22年度政務活動費事務整理	"	県庁			"	128 km	高速利用
							km	
							km	
							km	
計							604 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 自由民主党

議員名 小川 克己

政務活動費会計帳簿

党派名 自由民主党

議員名 小川 克己

【令和5年5月分】

日	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(使用項目別)								領収書番号	備考		
					調査研究費	研修費	広報費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費			その他	
	前月繰越		0	75,937												
1	事務所水道料		1,270	74,667							1,270				1	
1	携帯電話代(事務所固定)4月分及びインターネット回線使用料		11,525	63,142								11,525			2	
3	新聞購読料(4月分2紙)		6,900	56,242						6,900					3	
9	事務所電気料(4月分)		1,917	54,325							1,917				4	
15	政務活動費受け入れ	150,000		204,325												
24	事務所賃貸料(6月分)		50,000	154,325								50,000			5	
31	携帯電話代(事務所固定)5月分及びインターネット回線使用料		11,718	142,607									11,718		6	
31	高速道路通行料5月分		6,200	136,407		6,200									7	
31	自動車燃料代5月分		3,501	132,906		3,501										購入明細書
			0	132,906												
			0	132,906												
			0	132,906												
			0	132,906												
			0	132,906												
			0	132,906												
			0	132,906												
			0	132,906												
			0	132,906												
月計		150,000	93,031	132,906	9,701	0	0	0	0	6,900	53,187	23,243	0	0		

領収書等の添付様式

整理番号 /

領収書その他の証拠書類の添付欄

水道使用量等のお知らせ

5年 6月分 ご利用期間 5月2日~6月3日

小川 克己 様

ご利用水量 1 m³
 ご請求予定額 1,270 円

メーターNo 200479
 水検値 00000242-005
 用途・口径 その他 013 無

今月のメーター指針 28
 前月のメーター指針 27

今月の使用水量 1 m³

料金 水道料金 1,200 円

内訳 消費税 (10.0%) 120 円

口座振替報奨 (口座割引) 50 円

合計金額 1,270 円

ご参考情報 前月の使用水量 1 m³

通信欄 過大OK
 によって認定しました。

5年 4月分 水道料金領収書 (口座振替用)

領収額 1,320 円

内訳 水道料金 1,200 円
 消費税 (10.0%) 120 円

うち口座振替額 1,270 円

金融機関: 日田信用金庫
 上記の金額を 5年5月1日に口座振替により
 領収いたしました。

○本状で直接集金することはありません。
 次回口座振替日 R 5. 6. 30

5年 6月 3日 作成
 玖珠町役場 建設水道課



事業名、用途及び内容等

新築前水道料 1270 円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
 あん分による政務活動費の充当額 ()

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円)

別記様式第7号 (第4条関係)

整理番号 2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)



NTTファイナンス

00608513

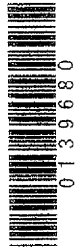
9T1E1B

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

小川 克巳 様



0139680#



Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2023年 4月13日発行
 発行会社 発出: NTTファイナンス (株)
 東京都港区港南1-2-70
 お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
 (還付先)
 〒810 福岡市中央区白金1丁目20-3
 -0012 紙与薬院ビル9階
 社用コード 9T1-E1B-J-00-000-000007-60(27)
 <000000> 00002

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
080-7896-3237 0363-2927-17591	2023年 4月ご請求分	11,525円	2023年 5月 1日(月)

18 05-05-01 | 200 | *11,525 | JE 7191

事業名、用途及び内容等

理事要請料(事務所固定) 4月分及び5月分 回線使用料
11,525円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 5 年 4 月 分

小川克己 事務所 様

011-0610

品 名	部 数	金 額
大分合同新聞※	1	3,500
西日本新聞※	1	3,400
合 計		¥6,900
(消費税含む)		



ご愛読ありがとうございます。上記金額を領収致しました。

※は軽減税率対象品目です。
その他の品目は10%消費税込み金額です。

領収日 5 年 5 月 0 日

大分合同新聞玖珠・恵良プレス

所 長 小 幡 真 一

玖珠町大字帆足231-2

TEL 72-3345

本領収証で書かれたお客様の個人情報は、当プレスセンター販売店において適切に管理し、新聞等の配達業務、デジタルサービスセンターからの各種ご連絡、取次業務等の営業活動にのみ利用させていただきます。

事業名、用途及び内容等

事務所新聞購読料 4月分2紙 6,900円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 4

領収書その他の証拠書類の添付欄

(D) 電気料金領収証

お振込人 オガワ カツミ 様

お客様番号 50-500-000-12-3124278-31

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左側の2枚だけをお出しください。

払込金額 2023 年 4 月分		1,917 円
<small>(うち消費税等相当額)</small>		174 円
料金内訳		
基本料金		942円74銭
電 力 量 料 金	最初の 120 kWh	1,074円42銭
	121 kWh ~ 300 kWh	0円00銭
	301 kWh ~	0円00銭
燃料費等調整額		-302円32銭
再エネ賦課金		203円00銭

推定 推定
 ご使用量 59 kWh
 ご使用期間 3月29日 ~ 4月26日
 お支払期日 2023 年 5 月 29 日

九州電力株式会社
 電話 0120-761-377 (0-120が1)
 (金融機関・CVS取扱店→お振込人)

1235
収入
23.5.09
印紙

金融機関コンビニ取納印(印紙)

本領収証印がなくなり直接集金よび金額を訂正したものは無効です。

事業名、用途及び内容等

事務所 電気料 4月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

小川克己

様

No. _____

金額

¥ 50,000-

内 訳

現 金

小 切 手 /

手 形 /

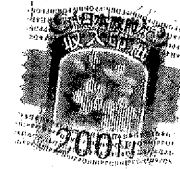
但 2023年 6月分家賃として

2023年 5月28日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)

消費税額等(%)

登録番号



GR1620

事業名、用途及び内容等

事務所賃料 6月分 50,000円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

別記様式第7号 (第4条関係)

整理番号 6

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)



NTTファイナンス

00403419

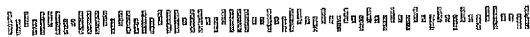
9T1EIB

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

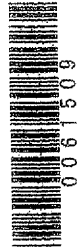
発行年月日 2023年 5月16日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
[還付先]
〒810 福岡市中央区白金1丁目20-3
-0012 紙与薬院ビル9階
社用コード 9T1-EIB-J-00-000-000003-60(27)
<000000> 00002

小川 克巳 様

Webでのお問い合わせ先



0061509#



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
080-7896-3237 0363-2927-17591	2023年 5月ご請求分	11,718円	2023年 5月 31日(水)

5 05-05-31 200 *11,718円 JE 4191

事業名、用途及び内容等

選挙費代(事務所指定)と分及びセンターネット回線使用料
11,718円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

7

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利用証明書		ご利用ありがとうございます。 利用証明書	
			
料金所(自) 九重 料金所(至) 大分 23年 5月 2日 8時32分	料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 23年 5月 2日 14時29分	料金所(自) 九重 料金所(至) 大分 23年 5月 26日 8時44分	料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 23年 5月 26日 16時14分
通行料金 ￥1,550-		通行料金 ￥1,550-	
(ETC/クレジット) 車種 1		(ETC/クレジット) 車種 1	
取扱番号 A31305-024136-664130 確 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>		取扱番号 A31305-024136-665731 確 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	
046		046	

ご利用ありがとうございます。 利用証明書		ご利用ありがとうございます。 利用証明書	
			
料金所(自) 九重 料金所(至) 大分 23年 5月 26日 8時44分	料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 23年 5月 26日 16時14分	料金所(自) 九重 料金所(至) 大分 23年 5月 26日 8時44分	料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 23年 5月 26日 16時14分
通行料金 ￥1,550-		通行料金 ￥1,550-	
(ETC/クレジット) 車種 1		(ETC/クレジット) 車種 1	
取扱番号 A34305-260533-461837 確 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>		取扱番号 A34305-260533-463031 確 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	
046		046	

5月26日
政務活動費整理時
高速使用料 0,100円

5月26日
補正等 事業説明会時
高速使用料 0,100円

合計 6200円

事業名、使途及び内容等

高速使用料

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 () 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 小川 克己

【令和5年5月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
16	24.94	3,965	(有)森石油 セルフ九重	1
28	20.89	3,301	(有)森石油 セルフ九重	2
31	18.88	3,002	(有)森石油 セルフ九重	3
計		10,268	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	165,140 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	166,266 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	1,126 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	384 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.3410	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	3,501 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
- 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
- 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
- 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
- 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年5月分】

議員名 小川 克己

①	②	③
<h1>ENEOS</h1>	<h1>ENEOS</h1>	<h1>ENEOS</h1>
納品書(領収書) 2023年05月16日 09:27	納品書(領収書) 2023年05月28日 10:15	納品書(領収書) 2023年05月31日 14:12
リフトプリカ利用 上 様 M 90-188-170-000000-2 BODYCARDフリー 車両番号 実車番 0004-00 レギュラー P-02 24.94L *	リフトプリカ利用 上 様 M 90-188-170-000000-2 BODYCARDフリー 車両番号 実車番 0004-00 レギュラー P-02 20.89L *	リフトプリカ利用 上 様 M 90-188-170-000000-2 BODYCARDフリー 車両番号 実車番 0004-00 レギュラー P-02 18.88L *
159円 ¥3,965 (内ガソリン税53.80円 ¥1,342) 合計 ¥3,965 (消費税10%対象 ¥3,965 内消費税等 ¥360) プリカ支払 ¥3,965 引落前残高 ¥21,764 引落後残高 ¥17,799 プリカ会員No 2011020002429708 有効期限 2024/05/31	(158円) ¥3,301 (内ガソリン税53.80円 ¥1,124) 合計 ¥3,301 (消費税10%対象 ¥3,301 内消費税等 ¥300) プリカ支払 ¥3,301 引落前残高 ¥17,799 引落後残高 ¥14,498 プリカ会員No 2011020002429708 有効期限 2024/05/31	(159円) ¥3,002 (内ガソリン税53.80円 ¥1,016) 合計 ¥3,002 (消費税10%対象 ¥3,002 内消費税等 ¥273) プリカ支払 ¥3,002 引落前残高 ¥14,498 引落後残高 ¥11,498 プリカ会員No 2011020002429708 有効期限 2024/05/31
現金でお支払いの場合は領収書にかえさせて頂きます。	現金でお支払いの場合は領収書にかえさせて頂きます。	現金でお支払いの場合は領収書にかえさせて頂きます。
有限会社森石油店 セルフ九重 大分県玖珠郡九重町大字粟野 1265-1 TEL:0973-76-2379 SS-102720 レシートNo 1778-01 デー-No1325-1328 004 2023/05/16	有限会社森石油店 セルフ九重 大分県玖珠郡九重町大字粟野 1265-1 TEL:0973-76-2379 SS-102720 レシートNo 1507-01 デー-No4304-4307 004 2023/05/28	有限会社森石油店 セルフ九重 大分県玖珠郡九重町大字粟野 1265-1 TEL:0973-76-2379 SS-102720 レシートNo 3194-01 デー-No9985-9988 004 2023/05/31

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政治活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和5年5月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
2	政務活動費修正提出等	自宅	県庁			自宅	128 km	高速利用
4	全国児童俳句大会意見交換	"	玖珠町森			"	20 km	
5	日本童話祭振興調査	"	"			"	20 km	
10	麻生観八翁銅像祭調査	"	九重町右田			"	8 km	
11	家畜市場動向調査	"	玖珠町大隈			"	8 km	
15	西部振興局管内調査	"	日田市城町			"	64 km	
25	九重町観光振興調査	"	九重町後野上			"	8 km	
26	補正予算議案説明調査	"	県庁			"	128 km	高速利用
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							384 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名

自由民主党

議員名

小川 克己

政務活動費会計帳簿

会派名 自由民主党

議員名 小川 克己

【令和5年6月分】

日	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(使途項目別)								領収書番号	備考			
					調査研究費	研修費	広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費			事務費	人件費	その他
	前月繰越		0	132,906													
2	新聞購読料(5月分2紙)		7,400	125,506							7,400						1
14	事務所電気代(5月分)		2,052	123,454								2,052					2
15	政務活動費受け入れ	150,000		273,454													
27	事務所賃貸料(7月分)		50,000	223,454								50,000					3
30	携帯電話代(事務所固定)6月分及びインターネット回線使用料		11,718	211,736									11,718				4
30	高速道路通行料(6月分)		10,130	201,606	10,130												5
30	事務所水道料		1,270	200,336								1,270					6
30	自動車燃料代6月分		2,398	197,938	2,398												購入明細書
			0	197,938													
			0	197,938													
			0	197,938													
			0	197,938													
			0	197,938													
			0	197,938													
			0	197,938													
			0	197,938													
			0	197,938													
			0	197,938													
			0	197,938													
			0	197,938													
			0	197,938													
			0	197,938													
	月計	150,000	84,968	197,938	12,528	0	0	0	0	0	0	53,322	11,718	0	0	0	

領収書等の添付様式

整理番号

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 5 年 5 月分
小川克己 事務所 様

011-0610

銘 柄 名	部 数	金 額
大分合同新聞※	1	3,500
西日本新聞※	1	3,900
合 計 (消費税含む)		¥7,400



ご愛読ありがとうございます。上記金額を領収致しました。

※は軽減税率対象品目です。
 その他の品目は10%消費税込み金額です。

領収日 5 年 6 月 2 日
 大分合同新聞玖珠・恵良プレス
 所 長 小 幡 眞 一 郎
 玖珠町大字帆足231-2 TEL 72-2275

本報販売で書かれたお客様の個人情報は、当アリス
 ンター(販売店)において適切な管理し、新聞等の配達
 料金、デジタル・プレスセンターから各種ご連絡
 費、世帯宛等のご買込みにご利用させていただきます。

事業名、用途及び内容等

事務所新聞送料 5月分2紙 7400円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
 あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 2

領収書その他の証拠書類の添付欄

(D) 電気料金領収証

お振込人 オガワ カツミ 様

お客さま番号 50-500-000-12-3124278-31

払込金額 2023 年 5 月分		2,052 円														
(うち消費税等相当額)		186 円)														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">基本料金</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">948円72銭</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">電 力 量 料 金</td> <td>最初の 120 kWh</td> <td style="text-align: right;">1,389円28銭</td> </tr> <tr> <td>121 kWh ~ 300 kWh</td> <td style="text-align: right;">0円00銭</td> </tr> <tr> <td>301 kWh ~</td> <td style="text-align: right;">0円00銭</td> </tr> <tr> <td>燃料費等調整額</td> <td style="text-align: right;">-391円40銭</td> </tr> <tr> <td>料 金 内 訳</td> <td>再エネ賦課金</td> <td style="text-align: right;">106円00銭</td> </tr> </table>	基本料金	948円72銭	電 力 量 料 金	最初の 120 kWh	1,389円28銭	121 kWh ~ 300 kWh	0円00銭	301 kWh ~	0円00銭	燃料費等調整額	-391円40銭	料 金 内 訳	再エネ賦課金	106円00銭		
基本料金	948円72銭															
電 力 量 料 金	最初の 120 kWh	1,389円28銭														
	121 kWh ~ 300 kWh	0円00銭														
	301 kWh ~	0円00銭														
	燃料費等調整額	-391円40銭														
料 金 内 訳	再エネ賦課金	106円00銭														
推定																
ご使用量	76 kWh															
ご使用期間	4月27日 ~ 5月28日															
お支払期日	2023 年 6 月 28 日															

九州電力株式会社
電話 0120-761-377 (おかけ)

(金融機関・CVS取扱店→お振込人)

1200

3.614

収入

印 紙

金融機関コンビニ収納印(印紙)

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左側の2枚だけをお出しください。

本領収証印により直接のお金集めをよび金額を訂正したものは無効です。

事業名、用途及び内容等

事務所 電気代 5月分 2,052円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 3

領収書その他の証拠書類の添付欄

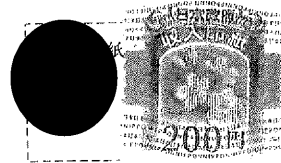
領 収 証 小川克己 様 No. _____

金額
¥ <u>50,000</u>

内 訳
現金 _____
小切手 /
手形 /

但 2023年 7月分家賃として
2023年 6月27日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%) _____
消費税額等(%) _____



登録番号 _____

GR1620

事業名、用途及び内容等

事務所賃料 7月分 50,000円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

別記様式第7号 (第4条関係)

整理番号	々
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

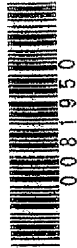
口座振替のご案内 (ドコモご利用分)



小川 克巳 様



0081950#



Webでのお問い合わせ先



00433085

9T1E1B

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70








発行年月日 2023年 6月14日発行
発行会社 発出: NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【塵付先】
〒810 福岡市中央区白金1丁目20-3
-0012 紙与薬院ビル9階
社用コード 9T1-E1B-J-00-000-000006-60(27)
<000000> 00002

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
080-7896-3237 0363-2927-17591	2023年 6月ご請求分	11,718円	2023年 6月 30日(金)

11 05-06-30	200	*11,718円	JE 7191
事業名、用途及び内容等			
携帯電話の事務所固定6月分 500円+料回線使用料 11,718円			
あん分による充当の場合			
あん分の率 ()			
あん分による政務活動費の充当額 (円)			
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額 (円)			

整理番号	5		
領収書その他の証拠書類の添付欄			
ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 九重 料金所(至) 大分 23年 6月 6日 12時38分 <hr/> 通行料金 ¥1,550- <hr/> (ETC/レゾット) 車種 1 <hr/> 取扱番号 A35306-065387-124738 確 <small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 23年 6月 6日 16時42分 <hr/> 通行料金 ¥1,550- <hr/> (ETC/レゾット) 車種 1 <hr/> 取扱番号 A35306-065387-126535 確 <small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 玖珠 料金所(至) 臼田 23年 6月 14日 8時49分 <hr/> 通行料金 ¥830- <hr/> (ETC/レゾット) 車種 1 <hr/> 取扱番号 A36306-140378-799935 確 <small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	
6月6日 3,100円		6月14日 830円	
6月26日 3,100円		6月28日 3,100円	
ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 九重 料金所(至) 大分 23年 6月 26日 8時33分 <hr/> 通行料金 ¥1,550- <hr/> (ETC/レゾット) 車種 1 <hr/> 取扱番号 A07306-266883-238625 <small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 23年 6月 26日 12時55分 <hr/> 通行料金 ¥1,550- <hr/> (ETC/レゾット) 車種 1 <hr/> 取扱番号 A07306-266888-345520 <small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 九重 料金所(至) 大分 23年 6月 28日 8時25分 <hr/> 通行料金 ¥1,550- <hr/> (ETC/レゾット) 車種 1 <hr/> 取扱番号 A09306-287081-687720 <small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 23年 6月 28日 14時14分 <hr/> 通行料金 ¥1,550- <hr/> (ETC/レゾット) 車種 1 <hr/> 取扱番号 A09306-287130-207827 <small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>

事業名、用途及び内容等	高速使用料 6月分 19,130円
あん分による充当の場合	
あん分の率 ()	
按分による政務活動費の充当額 ()	円)
一部のみ打ち切り充当した場合	
政務活動費充当額 ()	円)

領収書等の添付様式

整理番号 6

領収書その他の証拠書類の添付欄

水道使用量等のお知らせ

5年 8月分 ご利用期間 7月2日~8月2日

小川 克己 様

ご利用水量	2 m ³
ご利用請求予定額	1,270 円

メーターNo 200479

水栓No 00000242-005

用途・口径 その他 013 無

今月のメーター指針	30
前月のメーター指針	28
今月の使用水量	2 m ³
料金	水道料金 1,200 円
内訳	消費税 (10.0%) 120 円
	<input type="checkbox"/> 座振替報奨 (<input type="checkbox"/> 座割引) 50 円
合計金額	1,270 円
ご参考情報	前月の使用水量 0 m ³
通信欄	

事業名、用途及び内容等

事務所水道料

1,270 円

5年 6月分 水道料金領収書 (口座振替用)

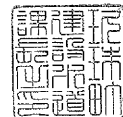
領収額	1,320 円
内訳	水道料金 1,200 円
	消費税 (10.0%) 120 円
うち口座振替額	1,270 円

金融機関：日田信用金庫
上記の金額を 5年 6月 30日に口座振替により
領収いたしました。

○本状で直接集金することはありません。
次回口座振替日 R 5. 8. 31

5年 8月 2日 作成

玖珠町役場 建設水道課



あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 ()

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

大分県議会議長 殿

令和 5年度 政務活動使用車両に関する届出書

会派名 自由民主党

議員名 小川克己

政務活動に使用する車両として、下記のとおり届け出します。

	車名	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月	車検満了日	推定燃費 (k m)
1				令和5年4月	令和8年4月24日	18 km
2						
3						

(政務活動補助職員用)

1						
---	--	--	--	--	--	--

- 1 毎年度4月1日現在で作成すること。
- 2 年度中途に車両を新規登録、移転登録又は抹消登録を行い、届け出車両に異動があった場合は、その都度、変更後の内容で届け出すること。
 なお、移転登録や抹消登録により、届出車両を使用しなくなった場合は、使用しなくなった月までで自動車交通費に係る精算手続が必要となるので留意すること。
- 3 「推定燃費」欄には、当該車両のガソリン10当たりの概ねの走行距離(k m)を記載すること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 小川克己

【令和5年 6月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
16	33.79	5,373	(有) 森石油 セルフ九重	1
計		5,373	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	37 k m…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	1,605 k m…③
当該月の 総走行距離 (k m)	1,568 k m…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (k m)	700 k m…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.4464	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	2,398 円 …⑦

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年6月分】

議員名 小川 克己

ENEOS

納品書(領収書)

2023年06月16日 17:17

リテラ利用

上 様 M

90-188-170-000000-2

BODYCARDフリー

車両番号 実車番

0004-00

レギュラー P-05

33.79L *

(159円) ￥5,373

(内ガソリン税53.80円 ￥1,818)

合計 ￥5,373

(消費税10%対象 ￥5,373)

内消費税等 ￥488)

プリカ支払 ￥5,373

引落前残高 ￥11,496

引落後残高 ￥6,123

プリカ会員No 2011020002429708

有効期限 2024/05/31

※現金での支払いの場合は領収書にカスとしていただきま

有限会社森石油店 セルフ九重

大分県玖珠郡九重町大字栗野

1265-1

TEL:0973-76-2379 SS-102720

レシートNo 4917-02 デーNo9525-9528

004 2023/06/16

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書 (自動二用)

【令和5年6月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
1	水稻苗育成状況調査	自宅	玖珠町戸畑	九重町菅原		自宅	70 km	
2	土地改良区状況調査	"	九重町野上			"	20 km	
6	補正予算知事要望	"	大分県庁			"	128 km	高速利用
9	工業団地意見交換会	"	玖珠町帆足			"	10 km	
12	家畜市場動向調査	"	玖珠町大隈	玖珠町塚脇		"	8 km	
14	福祉保健県内調査	"	日田市西部振興局			"	68 km	高速利用 (片道)
19	飯田花卉部会要望調査	"	九重町田野			"	40 km	
26	補正予算説明会	"	大分県庁			"	128 km	高速利用
28	議案説明会	"	大分県庁			"	128 km	高速利用
29	酪農家現状調査	"	玖珠町山下	九重町飯田		"	90 km	
30	防災訓練調査	"	九重町後野上			"	10 km	
							km	
							km	
計							700 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 自由民主党

議員名 小川 克己

整理番号

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 5 年 6 月分

小川克己 事務所 様

011-0610

銘 柄 名	部 数	金 額
大分合同新聞※	1	3,500
西日本新聞※	1	3,900
合 計 (消費税含む)		¥7,400



ご愛読ありがとうございます。上記金額を領収致しました。

※は軽減税率対象品目です。
その他の品目は10%消費税込み金額です。

領収日 5年7月2日

大分合同新聞珍珠・恵良プレス

所長 小幡 眞一郎

珍珠町大字帆足231-2

TEL 725-1175

本領収証に書かれたお客様の個人情報は、当プレスセンター販売店において適切に管理し、新聞等の配達員、ドライバー、プレスセンターからの各種ご連絡、問・出版等のご案内などに利用させていただきます。

事業名、使途及び内容等

事務所新聞購読料
6月分2紙 7,400円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 2

領収書その他の証拠書類の添付欄

(D) 電気料金領収証

お振込人 オガワ カツミ 様

お客さま番号 50-500-000-12-3124278-31

払込金額 2023 年 6 月分		2,124 円
<small>(うち消費税等相当額)</small>		193 円
料 金 内 訳	基本料金	948円72銭
	電力 最初の 120 kWh	1,480円68銭
	121 kWh ~ 300 kWh	0円00銭
	301 kWh ~	0円00銭
燃料費等調整額	-417円96銭	
再エネ賦課金		113円00銭

お使用量 **81 kWh**

お使用期間 **5月29日 ~ 6月27日**

お支払期日 **2023 年 7 月 28 日**

九州電力株式会社
電話 **0120-761-377** (D-50000)

(金融機関・CVS取扱店→お振込人)

取
大
印
紙

金融機関コンビニ取納印(印紙)

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左側の2枚だけをお出しください。

本証に印がない直接集金することはありません。訂正したものは無効です。

2023年7月11日

事業名、用途及び内容等

事務所電気代
6月分 2024円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

整理番号	3
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

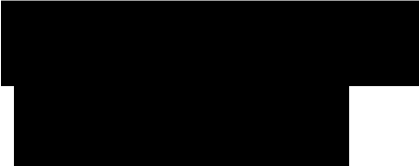
領 収 証 小川 克己 様 No. _____

金額	¥	50,000-
----	---	---------

内 訳
現金
小切手 /
手形 /

但 2023年 8月分 家賃として
 2023 年 7月 23日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)
消費税額等(%)



登録番号

GR1620

事業名、使途及び内容等

事務所賃料 8月分
 50,000円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
 あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

別記様式第7号 (第4条関係)

整理番号 4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

05-07-31 | 200

*11,718トコモ ヴイイ

口座振替のご案内 (トコモご利用分)



NTTファイナンス

00405953

9T1E1B

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

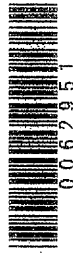
小川 克巳 様



0062951#



023072203010532489



0062951

Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2023年 7月13日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0120-800-000/トコモ
[還付先]
〒810 福岡市中央区白金1丁目20-3
-0012 紙与薬院ビル9階
社用コード 9T1-E1B-J-00-000-000003-60(27)
<000000> 00002

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
080-7896-3237 0363-2927-17591	2023年 7月ご請求分	11,718円	2023年 7月 31日(月)

事業名、使途及び内容等

携帯電話料事務所固定
月分 インターネット回線使用料
11/7/18

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	5
領収書その他の証拠書類の添付欄	

水道使用量等のお知らせ

5年 9月分 ご利用期間 8月2日~9月2日

小川 克己 様

ご使用水量	1 m ³
ご請求予定額	1,270 円

メーターNo 200479
 水栓No 00000242-005
 用途・口径 その他 013 無

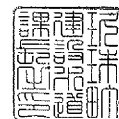
今月のメーター指針	31
前月のメーター指針	30
今月の使用水量	1 m ³
料金	水道料金 1,200 円
内訳	消費税 (10.0%) 120 円
□座振替報奨 (□座割引) 50 円	
合計金額	1,270 円
ご参考情報	前月の使用水量 2 m ³
通信欄	

5年 7月分 水道料金領収書 (口座振替用)	
領収額	1,320 円
内訳	水道料金 1,200 円
	消費税 (10.0%) 120 円
うち口座振替額	1,270 円
金融機関：日田信用金庫 上記の金額を 5年7月31日に口座振替により領収いたしました。	

○本状で直接集金することはありません。
 次回口座振替日 R 5.10. 2

5年 9月 2日 作成

玖珠町役場 建設水道課



事業名、使途及び内容等	
あん分による充当の場合	
あん分の率 ()	
あん分による政務活動費の充当額 ()	
一部のみ打ち切り充当した場合	
政務活動費充当額 ()	円)

新水道料

1,270 円

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 小川 克己

【令和5年7月分】

【令和5年7月分】		自動車登録番号		
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
18	31.23	5,184	(有)森石油 セルフ九重	1
計		5,184 …①		
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	1605 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	2505 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	900 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	387 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.4300	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	2,229 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年7月分】

議員名 小川 克己

ENEOS

納品書(領収書)

2023年07月18日 07:43

クレジット利用

上

様 M

90-188-170-000000-2

BODYCARDフリー

車両番号

実車番

0004-00

レギュラー

P-08

31.23L

*

166円

¥5,184

(内ガソリン税53.80円

¥1,680)

合計

¥5,184

(消費税10%対象

¥5,184

内消費税等

¥471)

プリカ支払

¥5,184

引落前残高

¥20,000

引落後残高

¥14,816

プリカ会員No

2011020002429708

有効期限

2024/07/31

現金でお買上げの場合は領収書にかえて添付してください。

有限会社森石油店 セルフ九重

大分県玖珠郡九重町大字粟野

1265-1

TEL:0973-76-2379

SS-102720

レシートNo 7620-03

デビットNo6258-6261

004

2023/07/18

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和5年7月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
2	豪雨災害調査	自宅	玖珠町戸畑	九重町菅原		自宅	78 km	
3	県道山浦線状況調査	"	玖珠町山浦			"	50 km	
6	戸畑益永産業前災害関係協議	"	玖珠町戸畑			"	32 km	
8	飯田カスミ草出荷状況調査	"	九重町田野			"	58 km	
11	家畜市場動向調査	"	玖珠町大隈			"	4 km	
15	豪雨災害調査	"	九重町菅原			"	46 km	
22	玖珠郡社明月間大会調査	"	玖珠町帆足			"	18 km	
29	豪雨災害調査	"	玖珠町山下	玖珠町戸畑		"	57 km	
31	地域振興状況調査	"	玖珠町山浦			"	44 km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							387 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名

自由民主党

整理番号 /

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 5 年 7 月分
 小川克己 事務所 様

011-0610

銘 柄 名	部 数	金 額
大分合同新聞※	1	3,500
西日本新聞※	1	3,900
合 計 (消費税含む)		¥7,400



ご挨拶ありがとうございます。上記金額を領収致しました。

※は軽減税率対象品目です。
 その他の品目は10%消費税込み金額です。

領収日 5年8月2日

大分合同新聞玖珠・恵良プレス

所長 小幡 眞一郎

玖珠町大字帆足231-2

TEL

本領収証は、お客様がご来店の際に、当プレスセンター（玖珠店）において適切に管理し、新聞等の配達料金、デジパタープレスセンターからの各種ご運送、衛生管理等のご案内などご利用させていただきます。

事業名、用途及び内容等

事務所新聞購読料 7月分2紙

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

(D) 電気料金領収証

お振込人 オガワ カツミ 様
 お客さま番号 50-500-000-12-3124278-31

払込金額 2023年7月分		2,211 円
(うち消費税等相当額)		201 円
料金内訳	基本料金	948円72銭
	電力	1,590円36銭
	最初の 120 kWh 121 kWh ~ 300 kWh 301 kWh ~	0円00銭
	燃料費等調整額	0円00銭
料	再工不賦課金	-448円92銭
料		121円00銭
金		
訳		

ご使用量 87 kWh
 ご使用期間 6月28日 ~ 7月26日
 お支払期日 2023年8月28日

九州電力株式会社
 電話 0120-761-377 (フリーダイヤル)
 (金融機関・CVS取扱店→お振込人)

収入印紙
 23.8.13

取本証印により直接集金をおよぶことはありません。金額を訂正したものは無効です。

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左側の2枚だけをお出しください。

事業名、用途及び内容等

事務所電気料 7月分 2,211円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
 あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

整理番号

3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

2023年08月17日
一連No275541
領収No000005

領 収 証

小川克己 様

¥5,750-

対象計 10.0% ¥5,750-
内税 ¥523-

(但し として、正に領収致しました)

印刷面を内側に折って保管願います



文具・事務用品・介護用品・印刷
OA用品・オフィス家具・伊勢
学校教材・IT機器・ゴム印

業者番号 T5320001010507
大分県玖珠郡玖珠町塚脇621-1
TEL 0973-72-2145



登録番号 T5320001010507
大分県玖珠郡玖珠町塚脇621-1
TEL(0973)72-2145

2023-08-17 13:18
275541

事業名、使途及び内容等

用紙のA4のA用紙

10品	@660
OA用紙	¥6,600
小計	¥6,600
-20%	
%-	-1,320*
PPC類白カラー	¥470
11品	
対象計	10.0% ¥5,750
内税	¥523
合計	¥5,750
お預り	¥10,750
お釣	¥5,000

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 5

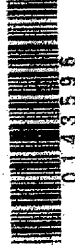
領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)



小川 克巳 様



Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

00604135

9T1EIE

発行年月日 2023年 8月13日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【選付先】
〒810 福岡市中央区白金1丁目20-3
-0012 紙与楽院ビル9階
社用コード 9T1-EIE-J-00-000-000007-60(27)
<100000> 00002

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
080-7896-3237 0363-2927-17591	2023年 8月ご請求分	11,718円	2023年 8月 31日(木)

05-08-31 200 *11,718円 JE 7191

事業名、使途及び内容等

選挙関連(事務所用) 8月及び8月末日の選挙関連費用

11,718円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 6

領収書その他の証拠書類の添付欄

水道使用量等のお知らせ

5年10月分 ご利用期間 9月2日~10月2日

小川 克己 様

ご使用水量	0 m ³
ご請求予定額	1,270 円

メーターNo 200479

水線 00000242-005

用途・口径 その他 013 無

今月のメーター指針	31
前月のメーター指針	31

今月の使用水量 0 m³

料金	水道料金	1,200 円
----	------	---------

内訳	消費税 (10.0%)	120 円
----	-------------	-------

<input type="checkbox"/> 座振替報奨 (<input type="checkbox"/> 座割引)	50 円
---	------

合計金額 1,270 円

事業名、使途及び内容等

ご参考情報	前月の使用水量	1 m ³
-------	---------	------------------

通信欄	過少OK によって認定しました。
-----	---------------------

取替水道料 1,270円

5年8月分 水道料金領収書 (口座振替用)

領収額 1,320 円

内訳	水道料金	1,200 円
	消費税 (10.0%)	120 円

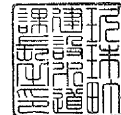
うち口座振替額 1,270 円

金融機関: 日田信用金庫
上記の金額を 5年8月31日に口座振替により
領収いたしました。

○本状で直接集金することはありません。
次回口座振替日 R 5.10.31

5年 10月 2日 作成

玖珠町役場 建設水道課



水道事業登録番号(T4800020003575)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 ()

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

整理番号

7

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 九重
料金所(至) 大分
23年 8月21日 9時 7分

通行料金 ¥1,550-

(ETCクレジット) 車種 1

取扱番号
A45308-210404-701731 (確)

※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

046

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 大分
料金所(至) 九重
23年 8月21日 12時49分

通行料金 ¥1,550-

(ETCクレジット) 車種 1

取扱番号
A45308-210404-702333 (確)

※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 日田
料金所(至) 玖珠
23年 8月25日 14時14分

通行料金 ¥830-

(ETCクレジット) 車種 1

取扱番号
A45308-250404-703337 (確)

※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

事業名、使途及び内容等

高速使用料

8月高速道路利用料 3,930円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 () 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 小川 克己

【令和5年8月分】		自動車登録番号		
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
5	28.63	4,896	(有)森石油 セルフ九重	1
31	27.63	4,974	(有)森石油 セルフ九重	2
計		9,870	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	2505 k m…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	3502 k m…③
当該月の 総走行距離 (k m)	997 k m…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (k m)	765 k m…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.7673	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	7,573 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
- 注2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
- 注3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
- 注4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
- 注5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年8月分】

議員名 小川 克己

①
ENEOS

納品書(領収書)

2023年08月05日 18:45

リフトプリア利用
上 様 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00
レギュラー P-08
28.63L *
(171円) ¥4,896
(内ガソリン税53.80円 ¥1,540)
合計 ¥4,896
(消費税10%対象 ¥4,896
内消費税等 ¥445)
プリカ支払 ¥4,896
引落前残高 ¥7,888
引落後残高 ¥2,992
プリカ会員No 2011020002429708
有効期限 2024/07/31
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字栗野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
レシートNo 4267-03 デーNo2753-2756
003 2023/08/05

②
ENEOS

納品書(領収書)

2023年08月31日 13:01

リフトプリア利用
上 様 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00
レギュラー P-02
27.63L *
(182円) ¥5,029
(単価値引 2円 -¥55)
値引後単価(180円) ¥4,974
(内ガソリン税53.80円 ¥1,486)
合計 ¥4,974
(消費税10%対象 ¥4,974
内消費税等 ¥452)
プリカ支払 ¥4,974
引落前残高 ¥15,930
引落後残高 ¥10,956
プリカ会員No 2011020002429708
有効期限 2024/08/31
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字栗野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
レシートNo 5367-01 デーNo4547-4550
004 2023/08/31

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和5年8月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
4	土木事務所補正予算説明会	自宅	玖珠町塚脇			自宅	10 km	
6	災害調査	"	玖珠町山浦	九重町野上		"	95 km	
14	飯田東部地区住民と意見交換	"	九重町田野			"	69 km	
15	九重町二十の集い参加者と意見交換	"	九重町野上			"	10 km	
18	松木ダム水質にごり調査	"	九重町松木	玖珠町田代		"	78 km	
20	畜産振興調査	"	玖珠町日出生	玖珠町戸畑	九重町田野	"	104 km	
21	政務活動費提出	"	県庁			"	128 km	高速利用
23	農産物生産状況調査	"	玖珠町山浦	九重町菅原		"	88 km	
24	スポーツ振興調査	"	玖珠町岩室	九重町後野上		"	70 km	
25	西部振興局畜産花木振興調査	"	西部振興局日田			"	42 km	片道高速利用
28	災害調査	"	玖珠町戸畑			"	44 km	
29	森林組合現況調査	"	玖珠町帆足			"	17 km	
30	国道387号改良調査	"	九重町引治			"	10 km	
計							765 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 自由民主党
議員名 小川 克己

整理番号

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 5 年 8 月分
 小川克己 事務所 様

011-0610

品 名	部 数	金 額
大分合同新聞※	1	3,500
西日本新聞※	1	3,900
合 計 (消費税含む)		¥7,400



ご愛読ありがとうございます。上記金額を領収致しました。

※は軽減税率対象品目です。
 その他の品目は10%消費税込み金額です。

領収日 5年8月2日

大分合同新聞玖珠・恵良プレス

所長 小幡 鏡一郎

玖珠町大字帆足231-2

TEL 72-9971

本誌は新聞紙類に分類され、消費税10%の軽減税率が適用されます。また、新聞紙類は、消費税の軽減税率の対象となります。詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

事業名、使途及び内容等

事務所新聞購読料(8月分2紙)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 2

領収書その他の証拠書類の添付欄

(D) 電気料金領収証

お振込人 オガワ カツミ 様
 お客さま番号 50-500-000-12-3124278-31

払込金額 2023 年 8 月分		2,676 円
<small>(うち消費税等相当額)</small>		243 円)
基本料金 最初の 120 kWh 121 kWh ~ 300 kWh 301 kWh ~ 燃料費等調整額 料金内訳 再工本賦課金	948円72銭 2,175円32銭 0円00銭 0円00銭 -614円04銭 166円00銭	

ご使用量 119 kWh
 ご使用期間 7月27日 ~ 8月29日
 お支払期日 **2023** 年 **9** 月 **29** 日

九州電力株式会社
 電話 **0120-761-377** (0-120が)
 (金融機関・CVS取扱店→お振込人)

23
9
29
収・み
印 紙

取本領証印によりなり直接の集お金よることを訂正したものは無効です。
 金融機関コンビニ収納印(印紙)

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左側の2枚だけをお出しください。

事業名、使途及び内容等

事務所電気料 8月分 2,676円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
 あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

整理番号 3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 小川克己 様 No. _____

金額 50,000-

内 訳
現金
小切手 /
手形 /

但 2023年 個人分家賃として
2023年 9月25日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)
消費税額等(%)

登録番号



GR1620

事業名、使途及び内容等

事務経費 10月分 50,000円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 九重 料金所(至) 別府 23年 9月 1日 8時59分</p> <p>通行料金 ¥1,140-</p> <p>(ETC/レゾ) 車種 1</p> <p>取扱番号 A47309-010276-363932 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p>046</p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 別府 料金所(至) 九重 23年 9月 1日 12時29分</p> <p>通行料金 ¥1,140-</p> <p>(ETC/レゾ) 車種 1</p> <p>取扱番号 A47309-010276-365739 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p>019</p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 九重 料金所(至) 別府 23年 9月 2日 9時7分</p> <p>割引前料金 ¥1,140- 割引△ ¥340- 通行料金 ¥800-</p> <p>(ETC/レゾ) 車種 1</p> <p>取扱番号 A47309-020276-366330 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p>019</p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 別府 料金所(至) 九重 23年 9月 2日 12時40分</p> <p>割引前料金 ¥1,140- 割引△ ¥340- 通行料金 ¥800-</p> <p>(ETC/レゾ) 車種 1</p> <p>取扱番号 A47309-020276-367338 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p>015</p>
<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 九重 料金所(至) 別府 23年 9月 9日 9時11分</p> <p>割引前料金 ¥1,140- 割引△ ¥340- 通行料金 ¥800-</p> <p>(ETC/レゾ) 車種 1</p> <p>取扱番号 A48309-095720-940433 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p>019</p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 別府 料金所(至) 九重 23年 9月 9日 12時44分</p> <p>割引前料金 ¥1,140- 割引△ ¥340- 通行料金 ¥800-</p> <p>(ETC/レゾ) 車種 1</p> <p>取扱番号 A48309-095720-941332 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p>019</p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 九重 料金所(至) 大分 23年 9月 12日 8時57分</p> <p>通行料金 ¥1,550-</p> <p>(ETC/レゾ) 車種 1</p> <p>取扱番号 A48309-125720-941832 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p>046</p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 23年 9月 12日 14時22分</p> <p>通行料金 ¥1,550-</p> <p>(ETC/レゾ) 車種 1</p> <p>取扱番号 A48309-125720-942434 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>

事業名、用途及び内容等

9月分 高速使用料 8,580円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 小川 克己

【令和5年9月分】

自動車登録番号		[REDACTED]		
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
11	29.75	5,355	(有)森石油 セルフ九重	1
20	32.43	5,740	(有)森石油 セルフ九重	2
30	28.51	5,018	(有)森石油 セルフ九重	3
計		16,113	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	3502 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	5915 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	2,413 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	816 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.3381	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	5,447 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
- 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
- 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
- 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
- 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年9月分】

議員名 小川 克己

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2023年09月11日 17:16

ライトプリカ利用
上 様 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00
レギュラー P-02
29.75L *
182円 ¥5,414
(単価値引 2円 -¥59)
値引後単価 180円 ¥5,355
(内ガソリン税53.80円 ¥1,601)
合計 ¥5,355
(消費税10%対象 ¥5,355)
内消費税等 ¥487
プリカ支払 ¥5,355
引落前残高 ¥5,414
引落後残高 ¥59
プリカ会員No 2201110002737051
有効期限 2023/12/31

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字粟野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
登録番号:T6320002019975
シートNo 4955-01 デ-5No7068-7071
003 2023/09/11

納品書(領収書)

2023年09月20日 11:16

ライトプリカ利用
上 様 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00
レギュラー P-02
32.43L *
177円 ¥5,740
(内ガソリン税53.80円 ¥1,745)
合計 ¥5,740
(消費税10%対象 ¥5,740)
内消費税等 ¥522
プリカ支払 ¥5,740
引落前残高 ¥20,059
引落後残高 ¥14,319
プリカ会員No 2201110002737051
有効期限 2024/09/30

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字粟野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
登録番号:T6320002019975
シートNo 3102-01 デ-5No4447-4450
003 2023/09/20

ENEOS

納品書(領収書)

2023年09月30日 09:47

ライトプリカ利用
上 様 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00
レギュラー P-02
28.51L *
(176円) ¥5,018
(内ガソリン税53.80円 ¥1,534)
合計 ¥5,018
(消費税10%対象 ¥5,018)
内消費税等 ¥456
プリカ支払 ¥5,018
引落前残高 ¥14,319
引落後残高 ¥9,301
プリカ会員No 2201110002737051
有効期限 2024/09/30

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字粟野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
登録番号:T6320002019975
シートNo 1920-01 デ-5No4303-4306
004 2023/09/30

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書（自動車用）

【令和5年9月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
1	別府観光業者と意見交換	自宅	別府市			自宅	94 km	高速利用
2	県体ソフト視察調査	"	別府市			"	94 km	高速利用
4	消防団状況調査	"	玖珠町帆足			"	15 km	
9	ホーバー1番船納入調査	"	大分市田ノ浦			"	94 km	高速利用
12	議案説明会	"	県庁			"	128 km	高速利用
15	県土地改良振興調査	"	大分市 ホルトホール			"	122 km	
16	北山田地区敬老会調査	"	玖珠町戸畑			"	30 km	
17	八幡山下大御岩戸栗伝統文化について 関係者と意見交換	"	玖珠町山下			"	34 km	
21	知事ふれあい対話調査	"	九重町筋湯	玖珠町森		"	76 km	
23	玖珠町ホッケー場利用者調査	"	玖珠町帆足			"	13 km	
28	小田地区住民と継承文化について意見 交換	"	玖珠町小田			"	36 km	
29	筋湯おかみの会観月祭調査	"	九重町筋湯			"	80 km	公務後
							km	
							816 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名
議員名

自由民主党
小川 克己